

使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書

平成28年11月10日

## 使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）並びに使用済燃料再処理機構（以下「丙」という。）は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）第41条に規定する業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （基本的事項）

- 第1条 丙は、業務を行うに当たって、甲及び乙が日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）と締結した「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」（昭和60年4月18日締結）及び「MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書」（平成17年4月19日締結）の趣旨を最大限に尊重し、安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として、以下に規定する必要な措置を講ずるものとする。
- 2 甲及び乙は、丙が業務を行うことに関し協力するものとする。

### （安全対策）

- 第2条 丙は、安全の確保を最優先に業務を行うこととし、そのために必要な資金の確保等に最大限努めるとともに、甲及び乙の求めに応じ、安全協定等を締結するものとする。

### （事故・風評対策）

- 第3条 丙は、万一原子力損害や風評被害が発生した場合、関係法令等に基づき日本原燃が必要な措置を講ずることができるよう、適切に対処するものとする。

### （地域振興）

- 第4条 丙は、日本原燃の地域振興策を十分踏まえるとともに、甲及び乙の意向を最大限に尊重し、地域振興に寄与するものとする。

### （情報等の提供）

- 第5条 丙は、安全確保、地域振興のため必要とする事項について決定又は変更しようとするときは、甲及び乙への情報等の提供に協力するものとする。

### （その他）

- 第6条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定を変更若しくは新たな事項を追加しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月10日

(甲) 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事 三村申吾

(乙) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475番地  
六ヶ所村長 戸田 衛

(丙) 青森県青森市堤町二丁目1番7号  
使用済燃料再処理機構 理事長 井上 茂